令和5年度
いじめ防止基本方針

東金市立西中学校

〒２８３－０８１１　東金市台方１３２７番地－１
TEL　０４７５－５５－５８７６
FAX　０４７５－５５－５８７７

東金市立西中学校　いじめ防止基本方針

（令和5年4月　改訂）

「いじめ防止対策推進法」に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
また、「千葉県いじめ防止対策推進条例」「千葉県いじめ防止基本方針」、東金市教育委員会の「いじめ問題対応の指針」に基づく。なお、学校の実態、学校評価の結果や校内研修に基づき、見直しを行うものとする。

1 いじめ問題に対する基本理念

本校は「**笑顔とやさしさと歌声があふれる学校**」というめざす学校像を教職員、生徒及び保護者が共有し、この理念を学校生活で実現させようと努めている。その理念を実現させるため、私たちはいじめを決して許さない。ここでいう「いじめ」とは「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法）。いじめはどの子どもにも起こり得るとの認識のもと、このいじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして積極的に認知して適切に対応していく。

全ての生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識し、いじめへの対処を理解し行動できる力を身に付けられるような環境を整え、未然防止、早期発見及びいじめへの対処に全力で取り組むものとする。対応にあたっては「いじめ防止対策推進法」を遵守し、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2　具体的な取組

（1）いじめ問題等の未然防止

<table>
<tr><th>管理職</th><th>学級担任及びその他の職員</th><th>生徒指導担当</th></tr>
<tr><td rowspan="3">・ 全校集会などで校長等が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を、学校全体に醸成する。
・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、生徒会による「いじめを許さない宣言」や相談箱の設置など）</td><td rowspan="3">・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることと理解させ、いじめの傍観者とならず、いじめについて相談することや通報することの重要性を話していく。
・ 一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。
・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。</td><td>・ いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、全職員の共通理解を図る。

・ 日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。</td></tr>
<tr><td>養護教諭</td></tr>
<tr><td>・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。</td></tr>
</table>

①いじめ防止

ア　めざす学校像 「**笑顔とやさしさと歌声があふれる学校**」

→　生徒の主体的な活動「いじめを許さない宣言」（生徒会活動）の支援

→　学校をよりよくするための「意見箱（目安箱）」の設置（生徒会活動）

イ　実態の把握　→　生活アンケートから、自己有用感の低い生徒が見られる。

ウ　実態に応じた未然防止策　→　構成的グループエンカウンターのプログラム
「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施
外部講師による生徒・保護者向け講演会
SNS関連の文科省・警察庁監修のリーフレット配付
道徳教育の充実

② 生徒指導の三つの機能を重視した授業の実施

→「共感的な人間関係（人間的なふれあい）」「自己存在感を持たせる場面」「自己決定の場面」などを重視した授業を展開することで自己有用感を高める。

③ 相談しやすい環境づくり

→ 教育相談全体計画　参照

④ 教職員研修の実施

→ 年度初めは基本方針の確認・情報共有経路・対処方法等、年度途中は発生した事案に合わせて、年度終わりは取組の検証を全職員で行う。

⑤ 配慮が必要な生徒への対応

→ 個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して、学校全体で注意深く見守るとともに、日常的に適切な支援を行う。また、保護者との連携や周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

・発達障害を含む障害のある生徒　→　ニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導、支援

・性的指向に係る生徒　→　教職員の正しい理解、学校として必要な対応を周知

（2）いじめ問題等の早期発見

管理職	学級担任及びその他の職員	生徒指導担当	養護教諭
・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。	・生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。生徒が示す小さな変化や兆候であっても、いじめではないかという視点をもつ。 ・生徒との雑談や日記、教育相談等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ・面談や家庭訪問を実施する。 ・「教育相談のための質問用紙」「生活アンケート」を実施する。 ・気になる生徒の情報提供、全職員による共通理解を図る。	・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。（学校ホームページに記載） ・いじめの早期発見・事案対処のため「生徒指導委員会」で情報の収集・記録、共有を行う。	・保健室を利用する生徒との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。 ・生徒指導主事、担任、学年主任、管理職への情報提示を行う。

①アンケート調査の実施

・「教育相談のための質問用紙」は教育相談週間の前に実施（毎学期１回）

・「自分の心を表してみよう」アンケートを実施（月に2回）

・「生活アンケート」は教育相談やアセスのない月に実施（９月）

教育相談のための質問用紙

＿年＿組＿番 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

【記入方法：４→あてはまる　３→ややあてはまる　２→あまりあてはまらない　１→あてはまらない】

1	授業に集中できる。 （２か１の場合 ⇒ 集中できない理由は何ですか？	４－３－２－１ 理由：
2	進路や将来の仕事について考えたことがある。 それはどんなことですか？	４－３－２－１ 考えたこと：
3	気軽に話せる友だちがいて、安心して学校生活を送っている。	４－３－２－１
4	自分の係（分担の仕事）をしっかり行っている。	４－３－２－１
5	笑顔で周りの人に挨拶している。	４－３－２－１
6	好きな教科は何ですか？／　苦手な教科は何ですか？	／
7	あなたの周りでいじめがある。	４－３－２－１
8	学校生活で困っていることがある。	４－３－２－１
9	部活動で困っていることがある。	４－３－２－１
10	誰かに暴力をふるわれて困ったことがある。または、友だちが暴力をふるわれていることを知っていますか？	４－３－２－１
11	休日はどのように過ごしていますか？	
12	SNSやインターネットを１日でどれくらい利用しますか？	分 時間 程／1日
13	SNSやインターネットを利用していてトラブルがあったり、不安なことがありますか？ （４か３の場合、どのようなことですか？）	４－３－２－１
14	家の手伝いをよくしている。	４－３－２－１
15	家庭学習をきちんとしている。	４－３－２－１
16	家の人とよく話をする。	４－３－２－１
17	家庭生活で困っていることがある。	４－３－２－１
18	スクールカウンセラーの先生に相談したいことがある。	４－３－２－１

※　その他に相談したいことや先生に協力してもらいたいことなどがあったら書いてください。

自分の心を表してみよう

令和　年　月　日

最近の気持ちはどうですか？

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

怒っている　悲しい　ふつう　リラックス　楽しい

Q.1 学校は楽しいですか？　はい　いいえ

Q.2 つらいことや困ったことはありますか？　はい　いいえ

Q.3 友達と仲良くできていますか？　はい　いいえ

Q.4 困っている友達を知っていますか？　はい　いいえ

Q.5 誰かに相談してみたいですか？　はい　いいえ

生活アンケート

［　　］記名しない　　＿年＿組＿番 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

No	質　問　内　容	はい	いいえ
①	友だちにいやなことを言われる。		
②	友だちに暴力をふるわれる。		
③	①や②の行為が続いている。		
④	ＳＮＳなどに悪口を書き込まれた。		
⑤	学校生活やＳＮＳなどで無視されている。		
⑥	何をやるにも気力がわかず、テレビなども見なくなった。		
⑦	自分が周りの役に立っていないと思うことがある。		
⑧	落ち込んで睡眠が不規則になっている。		
⑨	気になることが頭から離れず、気持ちが暗くなってしまう。		
⑩	様々な出来事の原因を自分のせいだと思い、落ち込んでしまう。		
⑪	最近いつもと違い、気になる様子の友だちがいる。		

①から⑤に〇がついた人に聞きます。 具体的に書けることがあれば書いてください。

⑥から⑩で「はい」に〇がついた人に聞きます。具体的に書けることがあれば書いてください。

もし可能なら⑪について具体的に教えてください。［名前またはイニシャル・簡単な様子など］

夏休み中のことがらやこれからの生活について，以下の質問に答えてください

年　　組　　番 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 夏休み中，学校以外のことで心配なことや悩んだことはなかった。	**はい　　いいえ**
② 夏休み中，家庭で楽しく過ごせた。	**はい　　いいえ**
③ 友達に嫌なことを言われていますか？	**はい　　いいえ**
④ 友達に暴力をふるわれた。	**はい　　いいえ**
⑤ ③や④の行為が続いている。	**はい　　いいえ**
⑥ SNSなどに悪口を書き込まれた。	**はい　　いいえ**
⑦ 学校生活やSNSなどで無視されている。	**はい　　いいえ**
⑧ 何をやるにも気力がわかず，テレビなども見なくなった。	**はい　　いいえ**
⑨ 自分が周りの役に立っていないと思うことがある。	**はい　　いいえ**
⑩ 落ち込んで睡眠が不規則になっている。	**はい　　いいえ**
⑪ 気になることが頭から離れず，気持ちが暗くなってしまう。	**はい　　いいえ**
⑫ 様々な出来事の原因を自分のせいだと思い，落ち込んでしまう。	**はい　　いいえ**
⑬ 最近いつもと違い，気になる様子の友だちがいる。	**はい　　いいえ**

⑭ **①または②で**『いいえ』に〇が付いた人に聞きます。具体的に書けることがあれば書いてください。

⑮ **③～⑦の中で**『はい』に〇が付いた人に聞きます。具体的に書けることがあれば書いてください。

⑯ **⑧～⑫で**「はい」に〇がついた人に聞きます。具体的に書けることがあれば書いてください。

⑰ もし可能なら**⑬について**具体的に教えてください。［名前またはイニシャル・簡単な様子など］

②教育相談の実施

- 教育相談週間（年3回　6月・11月・2月）
- 日常の相談しやすい環境づくり
- SCや子どもと親の相談員との連携をはかる。（SCによる全員面談の実施）
- 学期末や進路選択のための三者面談の機会を有効に活用する。

③いじめ防止啓発強化月間「いのちを大切にするキャンペーン」の実施（4月）

新学期に道徳の時間で「いじめ問題に対する取組事例集」（文部科学省）から「いじめ（い じめを許さない心をもつ）」を各クラスで実施する。そのなかで自分ができることを考え、いじめをなくすための標語を作成する。

④「いじめを許さない宣言」（5月）

生徒が「いじめ（いじめを許さない心をもつ）」の授業で作成した標語は、生徒会本部が推進する「いじめを許さない宣言」につなげ、生徒総会終了後に各クラスで「いじめを許さない宣言」を行う。各学級の「いじめを許さない宣言」は廊下に掲示する。

⑤外部相談機関の周知

毎学期始めに配付するほか、「夏休みの生活」・「冬休みの生活」・「春休みを有意義に過ごそう」に綴じ込む。1年生には千葉県教育委員会・市教育委員会からの「いじめ防止啓発カード」を配付し、身分証明書と一緒に携帯するようにする。

子どもと親のサポートセンター	0120－415－446（24時間受付）
24時間子供SOSダイヤル	0120－0－78310
千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）	0120－783－497
子どもの人権110番	0120－007－110
チャイルドライン千葉	0120－99－7777
よりそいホットライン	0120－279－338

（3）いじめ問題等の発見・通報を受けた場合の取組

いじめの発見・通報

①情報の収集

ア　発見・通報を受けた教員

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合には、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- 発見や通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。
- ・聞き取りをした教員が情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を「いじめ防止対策会議」に報告する。

イ　いじめ防止対策会議　＝いじめ防止対策推進法「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当教員）

※この組織は固定的なものではなく協議や対応する内容に応じて柔軟に対応、当該いじめ事案に関係する教員、必要に応じて部活動顧問、スクールカウンセラーなどが加わる。

- いじめ加害者や周辺生徒への聴き取り調査の方法を決定する。
- その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ひとつの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

- 正確な実態把握に基づき指導方針の共通理解、指導・支援体制を組む。(学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
  ＊いじめられた生徒や助けようとした生徒、いじめた生徒への対応
  ＊その保護者への対応
  ＊周辺にいた生徒への指導
  ＊教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、教員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法第23条1項に違反しうることを共通理解する。
- 「重大事態」は、調査組織を設けて調査を行い、地方公共団体の長へ報告をする。

③生徒への指導・支援

≪ いじめられた生徒に対応する教員 ≫

- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
  今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、具体的な対応策を示す。(心のケアとしてスクールカウンセラーの活用、別室登校や補習等)
  いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
  いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」、いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないなどを伝える。

≪ いじめた生徒に対応する教員 ≫

- 聴取時間や場所、休憩や食事時間等に注意を払い、暴言や威圧等の不適切な方法での聴取を行わない。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた生徒を別室にて指導したり、出席を停止させたりするなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は教育委員会や所轄警察署等とも連携して対応する。
- 関係する内容を保護者に連絡し、協力を仰ぐ。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)について話させる。
- 不満やストレスがいじめに向かうのではなく、運動や読書などで発散できる力を育む。

≪ 学級担任等 ≫

- 特別の教科　道徳や学級活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、相談・通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」と言われる卑怯な行為ではないと理解させる。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

≪ いじめ防止対策会議 ≫

- スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、教育委員会、警察官経験者(安全安心対策官)等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめの解決は<u>いじめに係る行為が止んで3ヶ月以上経過し、かつ、いじめられた生徒の精神的苦痛がなくなった状態</u>であり、定期的なアンケート調査や面談で確認する。また、保護者にも連絡をするとともに、いじめの解消の確認について記録を残しておく。
- 指導記録等を確実に作成し、生徒の進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

④保護者への対応

≪ 学級担任を含む教員 ≫

- 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- いじめた生徒にはいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、家庭の協力も得る。
- 事実確認のための聞き取りやアンケートにより判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

⑤報告・連絡ならびに指導体制

いじめの発見
いじめの通報
→ 情報提供 →

いじめ防止対策会議
実態/情報の把握
指導方針の共通理解
役割分担（誰が対応すべき案件かの判断）

校長・教頭
生徒指導主事・学年生徒指導担当
養護教諭　特別支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
学年主任・学級担任
教育相談担当者
SC・相談員 等

内容によって
教育委員会、警察等、外部機関との連携

いじめられた生徒への対応
「絶対に守る」
心のケア・安全確保

保護者との連携
誠意の伝わる対応を心がける。
（保護者の話を傾聴・ていねいな回答、電話や家庭訪問 の適切なタイミング）

いじめられた生徒への対応
ていねいに個別指導を進める。
いじめの非に気付かせる。
被害者への謝罪の気持ちを醸成する。

再発防止のための指導
・被害者本人・保護者の了承のもと、学級や学年全体への指導を行う。
いじめの解消
・アンケートや面談で確認をし、保護者に連絡する。
・いじめに係る行為が止んで3ヶ月以上経過し、かつ、いじめられた生徒の精神的苦痛がなくなるまでの解消の確認についても記録を残す。

⑥重大事態への対処

ア　重大事態の定義

重大事態とは「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」をいう。具体的には、

○児童生徒が自殺を企図した場合　　○ 身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合　　○ 精神性の疾患を発症した場合　など

また、いじめにより「児童生徒が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」年間30日を目安とするが、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握するものとする。

イ　認知・報告（学校内）［発見者→生徒指導部→教頭→校長］

○「学校におけるいじめの防止等のための組織」（生徒指導委員会）を迅速に活用し、最初に被害生徒等の安全確保とケアを実施する。
○「疑い」が生じた段階で調査を開始する。生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったときは重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
○必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報し、連携を図る。

ウ　調査・報告

アの重大な事態が発生した場合、速やかに教育委員会［0475(50)1204］へ報告する（電話等→報告書）。

その指示を仰ぎ、事実関係の調査を学校または教育委員会が行う。

調査をする前には被害者、保護者に丁寧に説明を行い、その意向を踏まえて調査を行う。

学校が調査主体となる場合「いじめ防止対策会議」のメンバーがその中心となる。

説明事項

①調査目的　②調査主体（誰が行うのか）　③調査時期・期間（スケジュールと定期報告）
④調査事項（事実関係・学校の対応）・調査対象（聞き取りをする生徒・教職員の範囲）
⑤調査方法（アンケート調査様式、聞き取りの方法・手順）　⑥調査結果報告

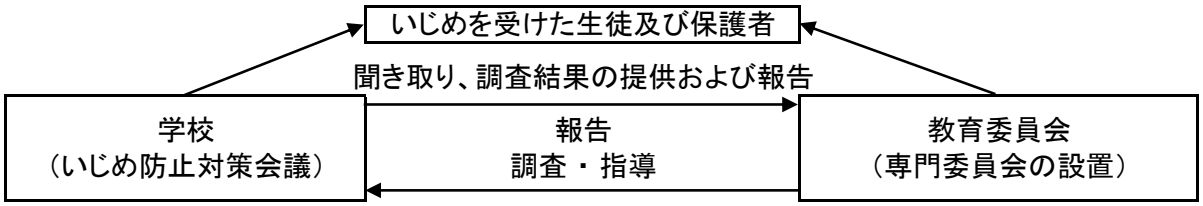

エ　対応

○被害者の安全確保
○二次的問題対策（不登校・自傷行為・仕返し等）
○正しい状況把握（被害生徒から／加害生徒から／関係者から）
○指導の方向性の確認（ゴールの設定）　※当該者・保護者・職員への共通理解
○いじめへの対応・指導　※被害者側に立って
○被害生徒の保護者への説明

⑦ ネットいじめへの対応

ネットいじめは外部から見えにくく、匿名性が高いため、いじめが起きやすい。一度インターネットで拡散した情報は消去が困難である。ネットいじめは名誉棄損、侮辱罪であり、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを共通理解する。

ア　予防

○情報リテラシーならびに情報モラル教育の推進

ネットいじめが重大な人権侵害にあたり、深刻な傷を負わせる可能性があることを理解させる取組をする。

・ 情報モラル教室　（県警・外房地区少年センター等）
・ 学校保健委員会「生活習慣について」　（養護教諭・外部の専門家）
・ 全校集会「学校保健委員会の報告」　（保健委員会）
・「ネットには危険もいっぱい」配付

○職員研修

ネットいじめの実態についての理解、情報端末やSNSについての理解

イ　発生時の対応

他の場合と同様に組織的に対応する。

ウ　関係機関との連携

・ 外房地区少年センター「情報モラル教室」
・ 千葉県警察「ネット安全教室」
・ 千葉県環境生活部県民生活文化課「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」

３　年間計画

学期		目　標　と　活　動
１学期		○いじめ防止について啓発を行い、いじめは絶対許さないという態度を身に付けさせる。
	４月	・校内研修「生徒指導」（基本方針の確認）　（生徒指導部） ・年度初めの保護者会等でのいじめについての啓蒙　（各学年生徒指導担当） ・「いじめ（いじめを許さない心をもつ）」の授業　（学級担任） ・生活アンケート ・「自分の心を表してみよう」アンケート（中旬） ・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の授業　（学級担任・副担任）
	５月	・生徒総会　各学級の「いじめを許さない宣言」　（生徒会本部・各学級） ・「自分の心を表してみよう」アンケート（初旬、中旬） ・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の授業　（学級担任・副担任）
	６月	・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の授業　（学級担任・副担任） ・教育相談に向けたアンケート　／　教育相談　（学級担任） ・「自分の心を表してみよう」アンケート（中旬） ・［１年生］いじめ防止啓発カード配付
	７月	・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の授業　（学級担任・副担任） ・１学期の生活を振り返って **・子どもの心を大切にするアンケート** ・「自分の心を表してみよう」アンケート（初旬、中旬） ・［２年］思春期講演会「いのちの大切さ」（外部の専門家） ・［全生徒、保護者］情報モラル教室（外部の専門家） ・「夏休みの生活」（相談窓口の周知） ・学校評価　・学期末三者面談
２学期		○望ましい学校生活を実現し、個々の希望を達成できるような 集団づくりに寄与しようとする態度を身に付けさせる。
	９月	・生活アンケート ・「自分の心を表してみよう」アンケート（中旬）
	10月	・教育相談に向けたアンケート　／　教育相談　（学級担任） ・「自分の心を表してみよう」アンケート（初旬、中旬） ・校内研修「人権教育～配慮を要する事例研究」（学校人権教育担当・生徒指導部）
	11月	・構成的グループエンカウンターの授業　（学級担任） ・「自分の心を表してみよう」アンケート（初旬、中旬） ・２学期の生活を振り返って
	12月	・学校保健委員（養護教諭・外部の専門家） ・「自分の心を表してみよう」アンケート（初旬、中旬） ・「冬休みの生活」（相談窓口の周知） ・学期末三者面談
３学期		○１年間の生活を振り返り、いじめのない学校づくりのためにできたこと、 これからできることを考えさせる。
	１月	・生活アンケート ・「自分の心を表してみよう」アンケート（中旬）
	２月	・教育相談に向けたアンケート　／　教育相談　（学級担任） ・「自分の心を表してみよう」アンケート（中旬） ・本年度の生活を振り返って
	３月	・生活アンケート ・「自分の心を表してみよう」アンケート（初旬） ・全職員による取組の検証→「学校いじめ防止基本方針」見直し

４「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて

学校の実態、学校評価の結果や校内研修に基づき、見直しを行う。

TOGANE NISHI